

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書について
ーシェアリングエコノミー推進プログラムー



平成28年11月4日
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書について

1. 概要

シェアリングエコノミーは、我が国に散在する遊休資産やスキル等の有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する可能性を有している。シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、平成28年7月8日より、内閣官房IT総合戦略室長（政府CIO）の下に、シェアリングエコノミー検討会議を開催。

2. シェアリングエコノミーの特徴

シェアリングエコノミーとは、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と、便宜的に捉えることとする。

- B to C から C to C へ
- プロのサービスからアマチュアのサービスへ
- シェア事業者ではなく個人等がサービスの責任主体
- 個人等の資産や能力が、他の個人等による活用へと水平展開されるサービスモデル（タテからヨコへ）
- 個人等にとって既存リソースを一時的に市場化するメカニズム
- サービスの提供者と利用者との信頼が重要
- 事後評価の仕組みを活用

3. シェアリングエコノミーの発展で期待される効果

- 一億総活躍社会の実現
- 新しい体験の提供と経済成長への貢献
- 資源の効率的な活用
- 地方創生・地域共助
- イノベーション創出
- 国際動向と調和した我が国の持続的発展

4. シェアリングエコノミーの発展に向けた課題

- 我が国では、シェアリングエコノミーのデメリット・利用したくない理由として、「**事故・トラブル時の対応に不安**」が特に多い。
- 様々な分野に進展するほど、シェアリングエコノミーにおける個人間等の一時的取引が、従来型の個別サービスの営業ごとに規定された**現行法令（＝「業法」）に抵触する可能性が高まる。**
- 我が国では、諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの**認知度や利用意向、利用率が総じて低い。**

シェアリングエコノミー推進プログラム(シェアエコ検討会議中間報告書)の概要①

I. 基本方針

シェアリングエコノミーは、既存リソースの効率的な活用や、個人による多種多様なサービスの提供・享受を可能とし、社会課題の解決が期待。シェアリングエコノミーの健全な発展を通じて、一億総活躍社会の実現、経済成長、資源の有効活用、地方創生・地域共助、イノベーション創出、国際動向と調和した我が国の持続的発展に寄与することを目指す。

II. 具体的施策

1. 自主的ルールによる安全性・信頼性の確保

- 従来のような B to C とは異なり、不特定多数の個人間の取引 (C to C) を基本としているため、「事故・トラブル時の不安」の低減が普及を進める上で課題。このため、シェア事業者による自主的ルールの整備・活用を促進し、安全性・信頼性を確保。

シェアリングエコノミー・モデルガイドライン

<主な内容>

①サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施

シェア事業者は、以下の自己評価を実施。

- ア 生命・身体に危害を与える可能性評価及び講ずる対策によるリスク低減効果の評価
- イ 弁護士等の活用による明らかな法令違反の調査及び法令違反とならない根拠の明確化

②シェア事業者が遵守すべき具体的事項

- ア <登録事項> 安全確保が求められるサービスについては公的身分証を登録させる等本人確認を行うこと 等
- イ <利用規約等> 違法・権利侵害となるサービス提供を禁止すること 等
- ウ <サービスの質の誤解を減じる事前措置> 提供者が個人の場合はその旨を表示すること 等
- エ <事後評価> 評価の仕組みを設けること 等
- オ <トラブル防止及び相談窓口> 相談窓口を設置すること、安全確保が求められるサービスは賠償責任保険等、万一の事故に備えること 等
- カ <情報セキュリティ> 従業員の教育、外部からの不正アクセス等の防止、最新情報の収集 等

シェアリングエコノミー推進プログラム(シェアエコ検討会議中間報告書)の概要②

II. 具体的施策

2. グレーゾーン解消に向けた取組等

(1) 弁護士等の活用による法令調査・法令違反でない根拠の明確化の推奨

- シェア事業者の社会的なアカウンタビリティを高める取組を推奨。

(2) グレーゾーン解消制度・企業実証特例制度の活用の推奨・支援

- 適法なサービスのマッチングであることを明確化したいシェア事業者に対して、活用を推奨、必要な支援を実施。

(3) 現行規制の検証

- 政府の規制改革推進会議等の場において、シェアリングエコノミーの推進に関し、国家戦略特区等の活用も含め、規制の在り方について、消費者の利便性向上、安全性の確保、外部不経済、国際競争力の強化等に留意しつつ、幅広く議論。

3. シェアリングシティ構想の推進

(1) 自治体とシェア事業者の連携実証等

- 自治体とシェア事業者が連携して実証を行い、シェアリングエコノミーの地域への導入に当たって克服すべき課題を特定。またその解決に資するベストプラクティスモデルを構築し、他の地域へ横展開。
例：日南市（空き施設活用、シルバー人材センター・ファミリーサポートセンターとの連携）

(2) シェアリングエコノミー導入自治体の事例集（ベストプラクティス集）の作成・共有

(3) シェアリングエコノミー伝道師（仮称）の派遣

4. シェアリングエコノミーの普及・啓発

シェアリングエコノミー普及シンポジウムの開催その他の普及・啓発活動の実施

III. 推進体制

シェアリングエコノミー促進センター（仮称）の設置

- 情報提供・相談窓口機能のほか、自主的ルールの普及・促進、関係府省等との連絡調整、ベストプラクティスの紹介、その他のシェアリングエコノミーの促進に関する取組を推進するセンターを政府部内に設置。
- センターにおいて、毎年1回、進捗状況を公表。サービスの進展を踏まえて、モデルガイドラインを含め、適宜施策を見直し、着実に推進。

(参考) シェアリングエコノミー検討会議について

◎主査

構成員氏名	所属
安念 潤司 (あんねん じゅんじ)	中央大学大学院 法務研究科 教授
生貝 直人 (いけがい なおと)	東京大学大学院 情報学環 客員准教授
上田 祐司 (うえだ ゆうじ)	一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 代表理事/株式会社 ガイアックス 代表執行役社長
坂下 哲也 (さかした てつや)	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) 常任理事
重松 大輔 (しげまつ だいすけ)	一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 代表理事/株式会社 スペースマーケット 代表取締役
関 聡司 (せき さとし)	一般社団法人 新経済連盟 事務局長
中村 伊知哉 (なかむら いちや)	慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科 教授
成原 慧 (なりはら さとし)	東京大学大学院 情報学環 客員研究員
増島 雅和 (ますじま まさかず)	森・濱田松本法律事務所 弁護士
松岡 萬里野 (まつおか まりの)	一般財団法人 日本消費者協会 理事長
持丸 正明 (もちまる まさあき)	独立行政法人 産業技術総合研究所 人間情報研究部門 研究部門長
森 亮二 (もり りょうじ)	英知法律事務所 弁護士

オブザーバー
総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課
厚生労働省 政策統括官付 情報政策担当参事官室
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
国土交通省 総合政策局 情報政策課
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 国民生活対策室

事務局
内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

開催実績

平成28年7月8日から11月4日まで計7回開催。6つのシェア事業者 (スペースマーケット、AsMama、notteco、スペイシー、ココナラ、エニタイムズ) からのヒアリング及び3つの自治体 (宮崎県日南市、千葉県千葉市、長野県川上村) からのプレゼンテーション等を実施して、検討した。

(参考) 日本再興戦略及び創造宣言におけるシェアリングエコノミー関連の記載

【平成28年度】

『日本再興戦略』改訂2016 – 第4次産業革命に向けて – (平成28年6月2日閣議決定)

I. 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

① 規則・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【個別プロジェクトの実行実現】

<C to Cのビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進>

- ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目途に必要な措置を取りまとめる。その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を踏まえ、必要に応じて既存法令との関係整理等を検討する。

世界最先端IT国家創造宣言 (平成28年5月20日閣議決定)

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT利活用の更なる推進のための3つの重点項目)

2. 【重点項目2】安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

(2) データ流通の円滑化と利活用の促進

(新たなサービスへの対応)

- データ流通の円滑化による新たな経済活動である、遊休資産等を活用したシェアリングエコノミーサービスの健全な発展を支援するため、民間団体等による自主的なルール整備をはじめ、新ビジネス創出を促進する観点から必要な措置を検討。